

二弁設立の趣旨を守る会会則

制定：2018年10月12日

第1条（名称） 本会は「二弁設立の趣旨を守る会」と称する。

第2条（所在地） 本会の事務所を東京都千代田区紀尾井町3番19号紀尾井町コートビル301六法法律事務所内に置く。なお、この事務所を本会の所在地とする。

第3条（目的） 東京の弁護士会は3つに分裂しており、公法人としてあるべき機能を発揮することができずいたずらに混乱を招いている。鼎立状態を正常化して、東京地方裁判所などの他の公法人と対話を成立させることや、都民の信頼を獲得することは弁護士自治を付与された弁護士並びに弁護士会の責任である。その正常化は、ひいては会員の弁護士業務を発展させ、会館の有効利用がはかれたり、会費を低減させることにもなり、正常化によって失うものはなにもない。歴史的に第二東京弁護士会は弁護士会の分裂解消を目的として東京弁護士会から脱退して設立された会であることに鑑み、第二東京弁護士会が率先して、東京弁護士会に戻ることで、東京三弁護士会正常化の道が開かれる。以上の趣旨に則り、弁護士会鼎立を解消するために、第二東京弁護士会とその会員を中心とした活動を行うことを本会の目的とする。

第4条（活動） 本会の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 三会正常化に向けた活動
- (2) 上記に関するシンポジウム、講演会、意見交換会等の開催
- (3) 三会正常化に向けた啓発および情報発信
- (4) 会員間の情報共有と連携活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本会員は本会の目的に賛同し、入会した第二東京弁護士会会員をもって会員とする。なお、会員の他に趣旨に賛同する賛同者（第二東京弁護士会会員及び他会会員並びに市民を含む）を準会員とする。

第6条（入会及び退会等） 本会の会員となろうとする個人は、会長の承認を得て入会することができる。準会員も同様とする。

2 会員もしくは準会員が本会の名誉を著しく傷つけ、もしくは、本会の目的に反する行為をした場合には、総会の議決をもって除名することができる。

第7条（役員） 本会に、次の役員を置く。

代表 1名

副代表 数名（必要に応じて定める）

幹事 数名（必要に応じて幹事長を定める）

会計 1名（当面、役員への寄付により運営費を支出するので空席とする）

2 役員は、会員総会において会員の中から選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第8条（役員の職務） 代表は、本会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は代表を補佐する。

3 幹事は代表、副代表を補佐し、事務を担当する。必要に応じ幹事会を開催し、代表もしくは

幹事長が、幹事会を主宰するものとする。

4 会計は本会の会計事務を統括し、総会で会計報告をする（当面は空席）。

第9条（総会） 総会は随時開催する。なお、準会員は意思表示ができるが、議決権を有さないものとする。

2 総会は代表が招集する。

3 総会には次の事項を付議する。

(1) 規約の変更

(2) 事業報告と事業計画

(3) 解散

(4) 前各号のほか、会長より付議された事項

4 総会の議事は出席した会員の過半数によって決する。但し書面又はメールによる持回り決議を妨げない。

第10条（会計） 本会活動に要する経費は、当面、役員による寄付金収入により賄われるものとする。

第11条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条（細則） この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会においてこれを定める。

(以上)

附則

1. 本会の設立年月日は、2018年10月12日である。

2. 本会の設立当初の事業年度は、設立の日から2019年3月31日までとする。

3. 本会の設立当初の役員と会員は、次のとおりとする。

役員	代表	道本幸伸
	幹事	浅野 晋
	幹事	土居健造
	幹事	伊藤 亮